

(様式)

「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び
「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」
に対するご意見

氏名：理事・事務局長 後藤 健郎

所属団体または会社名：社団法人日本映像ソフト協会

住所：東京都中央区築地2丁目12番10号 築地MFビル26号館3階

連絡先（電話番号）：03-3542-4433

（電子メール）：sakai@jva-net.or.jp

ページ	9頁から45頁
ご意見等	<p>いわゆる「ダビング10」は、貴審議会の答申に従って実施され、ハードメーカーが深くかかわって策定されたルールですから、貴審議会とハードメーカーの責任においてその実効性の完全なる確保を実現していただくよう強く要望いたします。また、ルールの実効性確保に当たっては、民間ルールによる解決のみに委ねるのではなく、権利者を含めた関係者全員が、必要な場合には公権力の行使を通じて法的手段等により著作権保護技術の回避・無効化を実効的に阻止できるための制度的枠組の整備も必要と考えます。</p>
理由	<p>1. 著作権保護技術の意義</p> <p>「テープ録音事件」ドイツ連邦通常裁判所判決の説くように、録画という新たな著作物の利用は、本来、著作権者に帰属するものですから、著作権者の意に反する利用を防止又は抑止するために著作権保護技術を選択し用いることは、本来、著作権者の自由に属すべきものです。</p> <p>貴審議会第5次中間答申（以下「本答申」といいます。）10頁では、「「コンテンツ大国」に相応しいコンテンツの製作・流通の促進のためには、「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」が必要である、との共通認識に達した」と記されています。</p> <p>確かに、著作権法を産業振興法と位置づける米国著作権法に関する学説では、「コンテンツの製作・流通の促進」を著作権制度や著作権保護技術の正当性の根拠とする説もあり（インセンティブ論）、わが国でも同様に捉える学説があることも承知しています。</p> <p>しかしながら、わが国の著作権制度は「文化の発展」（著作権法1条）を目的とする文化保護法であり、各々の著作物の有する価値を正当に保護することこそ目的と解すべきと考えます。著作物の持つ価値を正当に保護した結果、「コンテンツの製作・流通」が促進されるかもしれませんが、それを目的と捉えるべきではありません。</p> <p>著作権保護技術は、事実上排他性がない著作物に対し有体物と同様に排他性を付与することによって、著作物の持つ価</p>

値を正当に保護するものです。そして、このような技術の進歩は肯定的に評価されるべきもので、技術によって生じた事実上の排他性を、法的に裏打ちするエンフォースメントも必要だと考えます。

2. エンフォースメントの在り方について

(1) 制度的担保の必要性について

当協会は、貴審議会の第4次中間答申に関する意見募集に対し、いわゆる「ダビング10」への著作権保護技術緩和に強く反対する意見を提出させていただきましたが、残念ながら本答申に取り入れていただけず、本年7月4日から実施されました。

「ダビング10」の必要性自体に大きな疑問があるという当協会の意見はこれまでと変わるものではありませんが、かかる技術が一旦導入されてしまったからには、「ダビング10」実施により権利者が受忍しなければならない制限・不利益を、当該枠組において想定されている範囲内最小限に抑えること、またその努力を行うことが必要不可欠と考えます。

したがって、著作権保護技術が回避・無効化された場合に関し、民間ルールによる解決のみに委ねるのではなく、権利者を含めた関係者全員が、必要な場合には公権力の行使を通じて法的手段等により実効的に阻止できるための制度的枠組の整備が不可欠なのではないでしょうか。

ただし、エンフォースメントの在り方についての利用者の利便性のみを過度に重視し、十分なコンテンツ保護手段（技術の実効性確保や対価補償を含む）が講じられないまま、拙速にすべての暗号化技術を外すことにも慎重であるべきだと考えます。たとえば、パソコンでのコピー制御のために暗号化技術以外の方法がないならば、暗号化技術を用いるか、制度上パソコンに録画機能を付けられないようにする必要があると考えます。

(2) 「制度」エンフォースメントの受信機メーカーの負担について

本答申43頁から44頁では、「受信機メーカー等の技術開発や商品開発の活動に不要な制約を与えることなく、かつ「対象機器」の外縁を明確化するルール策定は困難ではないか、との指摘がある。」とされています。

しかしながら、この点、特にハードメーカーは、何らかの著作権保護技術が用いられていることを前提として権利者への補償の必要性を否定しようとする立場にあるのであり、かかる主張を行うのであれば、積極的に著作権保護技術の実効性の完全な確保を行うよう強く要望いたします。いわゆる「ダビング10」は受信機メーカーが深くかかわって策定されたルールであり、そのルールを守ることが「不要な制約」というのは理解不能です。

(3) エンフォースメントの趣旨について

本答申 44 頁には、「エンフォースメントの趣旨が、悪意でルール違反の機器の製造・販売を行う者を取り締まる点にあり、善意の製造者等が行う技術開発や製造販売活動を萎縮させることは厳に避けるべきことは言うまでもない。」としています。

しかし、当協会はこのようには考えません。著作権保護技術は気休めに用いられるものではなく、著作権を保護するために用いられるものですから、エンフォースメントの趣旨は実効的に著作権を保護することにあります。したがって、著作権保護技術が機能しない機器があった場合に「開発者は善意だったのだから」といって笑って済ませられるものではありません。

もちろん、故意がない場合には原則として刑罰が科せられないのは当然ですし、無過失の場合に民事責任を負わないのが原則であることも理解できます。

しかし、貴審議会が関与して策定された著作権保護技術が機能しない機器を、そうと判明した後もそのまま販売するようなことは許されるべきではないと考えます。

本答申 44 頁では「ソフトのバグにより結果的にルール違反機器が出る可能性がある」として「萎縮効果」を懸念しているようですが、そのような問題は過失責任の原則等一般原則によって充分配慮されているのであり、バグがあることがわかった後もバグを放置したまま商品を販売しつづけることを正当化するものではないと考えます。

したがって、バグを放置した機器の販売を禁止する等、著作権保護技術の実効性を確保する制度的エンフォースメントを強く要望いたします。